

## 現用文書と非現用文書の非公開情報の比較

情報公開条例（現用文書の非公開情報）	公文書等管理条例（非現用文書の非公開情報）	現用／非現用（特定歴史的公文書）の違い
<p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、当該公文書を公開しないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定により公開することができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する</p>	<p>3 区長は、第1項の規定により引き続き保存する公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の記録をしなければならない。</p> <p>(1) 法令の規定により公開することができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する</p>	<p>同じ。</p> <p>同じ。</p> <p>同じ。</p> <p>同じ。</p>

ため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団

るため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団

同じ。

同じ。

<p>体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。</p>	
<p>ア 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報</p>	<p>ア 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報</p>	<p>同じ。</p>
<p>イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 区長の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>同じ。</p>
<p>(4) 区政執行に関する情報で次に掲げるもの ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、職員の選考、勤務評定及び人事記録、契約の予定価格、用地買収計画、争訟、交渉の方針その他の事務事業に関する情報で、公開することにより当該事務事業</p>	<p>(4) 区政執行に関する情報で次に掲げるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は徴税等の事務事業に関する情報で、公開することにより当該事務事業又は同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>現用文書のみ非公開情報 次のとおり ①徴税等の計画及び実施要領→計画であるから特定歴史的公文書になる時点で非公開にする必要なし。</p>

又は同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

- ②職員の選考→個別の案件については特定歴史的公文書対象外
- ③勤務評定及び人事記録→個別案件については特定歴史的公文書対象外
- ④契約の予定価格→契約後は公開であるから、特定歴史的公文書になる時点で非公開にする必要なし。
- ⑤用地買収計画→計画であるから特定歴史的公文書になる時点で非公開にする必要なし。
- ⑥争訟→特定歴史的公文書になる時点で争訟は終了しているから非公開にする必要なし。
- ⑦交渉の方針→特定歴史的公文書になる時点で交渉は終了しているから非公開にする必要なし。
- ⑧その他の事務事業→特定歴史的公文書の非公開事由は限定的にするため規定なし。

**非現用文書の非公開情報**

将来の監査、検査等の事務に支障を及ぼすおそれがあるため、非現用文書であっても非公開事由とした。

- ①監査
- ②検査
- ③取締役
- ④試験

イ 区と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、指示等により作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの

ウ 区の内部又は区と国等との間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）の意思形成過程における情報で、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれのあるもの

エ 実施機関（区長を除く。）、区の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録その他の情報で、当該合議制機関等の議事運営規程、議決又は決定によりその全部又は一部について公開しない旨を定めているもの及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれのあるもの

⑤徴税等

区と国等の協議、依頼、指示等により作成し、又は取得した情報の非開示事由については、公文書等管理条例8条3項各号に該当するものに限定する。

審議中のものは特定歴史的公文書にならない。

審議中のものは特定歴史的公文書にならない。

<p>オ 公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>イ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの</p> <p>ウ 公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの</p> <p>4 区長以外の実施機関は、第2項の規定により区長に移管をする公文書ファイル等について、次に掲げる情報が含まれているものとして公開の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる情報</p> <p>(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるものの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>行政機関情報公開法5条6号ホを参照したもの。情報公開条例では同文言はないが、9条4号イ・ウの内容を限定的にしたもの。</p> <p>●行政機関情報公開法5条6号ホ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>同じ。</p>
--	---	---

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>ア 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報</p> <p>イ 区長以外の実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> |  |
|--|---|--|